

## 法改正情報

## 特定化学物質障害予防規則等が改正されました

# 1,2-ジクロロプロパンについて 健康障害防止措置が義務づけられました

改正政省令が、平成25年10月1日から施行・適用されました。  
(一部には経過措置があります)

厚生労働省では、事業場において労働者が有害物にさらされる（ばく露）状況を把握するため、「有害物ばく露作業報告制度」を設けています。この報告に基づき、リスク評価を実施し、労働者に重い健康障害を及ぼすおそれのある化学物質については、必要な規制を実施しています。

今回のリスク評価の結果、1,2-ジクロロプロパンについて規制が必要とされましたので、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則が改正されました。

## 健康診断

## 特化則第39条～第42条、別表第3～第5

1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に常時従事する労働者に対して、健康診断を行うことが必要  
▶平成25年10月1日から義務化

	A(1,2-ジクロロプロパン1%超)		B (1,2-ジクロロプロパン と有機溶剤の合計5%超)
	1,2-ジクロロプロパン と有機溶剤の合計5%超	1,2-ジクロロプロパン と有機溶剤の合計5% 以下	
1,2-ジクロロプロパンの特殊健康診断	○ (30年)	○ (30年)	×
有機則に定める特殊健康診断	○ (5年)	×	○ (5年)
過去に従事させたことのある労働者の 1,2-ジクロロプロパン特殊健康診断	○ (30年)	○ (30年)	×
緊急診断	○	○	○
※( )内は健康診断の結果の保存期間			

- ◆1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に常時従事する労働者に対して、雇入れ、またはその業務への配置替えの際と、その後6カ月以内ごとに1回、定期的に、規定の項目について健康診断を実施
- ◆当該業務に常時従事させたことがあり、現に雇用している労働者についても同じ
- ◆健康診断の結果(個人票)を保存
- ◆健康診断の結果を労働者に通知
- ◆特定化学物質健康診断結果報告書、有機溶剤等健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出
- ◆対象物が漏洩し、労働者が汚染された時は、医師による診察、処置を受けさせる

## 作業環境測定

## 特化則第36条～第36条の5

1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務を行う屋内作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要  
▶平成26年10月1日から義務化